

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人香川学園
②設置大学名称	宇部フロンティア大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	0836-38-0500（代表）
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 11 月 28 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 11 月 28 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.frontier-u.jp/intro-univ/governancecode/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

設置大学には宇部フロンティア大学短期大学部を含む。

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念及び教育目的について、入学案内、キャンパスガイド等を始めとした学内に明示している。また、同じ内容を大学・短期大学部のウェブサイトに掲載して、学生だけではなく広く社会に公表している。建学の精神については、正面玄関横に創始者の写真とともに掲示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学の各学部、短期大学部の各学科において、学位授与の方針(DP)、教育課程編成・実施の方針(CP)、入学者受入れ方針(AP)の3つの方針(ポリシー)は、入学から卒業までの教育活動を実施するための基本的な方針として設定している。 また、毎年度、自己点検・評価を実施し、社会に公表するとともに、学生の学修成果と教育の質の向上、学修環境・内容等の整備・充実に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、理事会からの委任された教育・研究に関する業務の権限を行使するとともに、大学、大学院学則及び短期大学部学則に規定する校務をつかさどり、所属職員を統督し、校務全般についての決定権を有する。 学長を補佐する体制として、副学長、学部長・学科長(短期大学部)を配置している。副学長は学長を助け、学長の命を受け校務をつかさどっている。学部長・学科長は各部門の校務をつかさどっている。 全学の最高審議機関として、学長を議長とする「大学評議会」を設置し、大学の管理・運営に係る重要な事項を審議している。 教授会は、学則並びに教授会規程に定める本学の教育研究に関する重要な事項を審議するため設置しており、学校教育法第93条に規定された学長の決定を行うにあたり意見を述べる機関としている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	最高審議機関としての大学評議会や各種委員会のメンバーは教員と職員で構成されており、運営においても教職協働の体制が整備されている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD活動については、大学、短期大学部のFD・SD委員会により実施方針・年次計画に基づき「FD研修会」「全学FD・SD合同研修会」に取り組んでいる。 SD活動については、FD・SD委員会又は学園事務局の主催により実施している。FD・SD委員会では毎年、年次方針を策定し、教職協働で教職員の専門性、資質の向上に努めている。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学園の将来構想のもと策定された「学校法人香川学園中期計画」の基本方針と項目設定に基づき、大学・短期大学は、中期目標とその実現のための具体的な計画を設定している。期間は5年としている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画は、年度ごとに年度計画を作成しており、進捗管理は着実に実施するため、途中経過報告を理事会にて確認し、翌年度に報告書を作成し大学評議会及び理事会へ報告している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学では、科目等履修生制度のほか、大学・大学院においては長期履修生制度及び大学心理学部では教養履修学生制度を設け社会人を受け入れる体制を整えている。また、地域研究所が行う公開講座の実施や宇部市による市民を対象とした公開講座を共催するなど社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	宇部市との包括協定を締結しており、社会課題や産官学連携による地域課題の解決に取り組んでいる。「知の拠点」として、教員の専門性を活かした研修会講師、講演及び宇部市の各種委員会の委員などの役割を果たしている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	施設のバリアフリー化や多目的トイレの設置を行うほか、「学生支援方針」、「ダイバーシティ推進基本方針」を定め、学生支援室を設置し、障がいのある学生への学習環境の整備を推進し、支援体制の整備に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員等への女性登用については理事6名中1名、評議員8名中1名が女性であり、その他、副学長や大学・短期大学部事務部では管理職においても女性を積極的に登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任については、寄附行為において、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならないと定め、選任している。 選任手続きについては、理事選任機関が行っている。理事選任機関が理事を選任する際は、あらかじめ評議員会の意見聴

	取を行い、透明性を確保している。
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事の職務及び理事会の運営については、寄附行為及び理事会運営規程において明確化している。更に理事の職務については、理事職務権限規程により職務分担を定め、より責任を明確化している。 評議員会の決議事項及び理事会からの意見聴取事項については、寄附行為に規定し、適正に行っている。 理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合は、評議員会との協働体制を確立させるべく、理事長は臨時評議員会を招集し、評議員会は理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行うよう寄附行為に規定し、体制を整備している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対しては、必要に応じて理事会開催前に事務局から事前説明を行っている。理事会において、財務状況や学生生徒募集状況などを随時報告し、情報共有を行っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任については、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を評議員会の決議により選任している。 会計監査人の選任については、独立した立場で会計監査を実施し、利益相反を適切に防止することができる者を評議員会の決議により選任している。評議員会において、理事が提出する会計監査人の選任に関する議案の内容の決定を、監事の過半数の合意により行っている。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査計画を毎年策定し、計画に基づいて監査を実施している。 監事、会計監査人、内部監査室の三者により、会計監査や公的研究費に関する監査について、情報共有や意見交換の場を設けている。 その他の監査についても内部監査室から、監事、会計監査人に監査結果を報告し、連携を強化している。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事会において、財務状況や学生生徒募集状況などを随時報告し、情報共有を行っている。 監事に対しては、必要に応じて理事会開催前に事務局から事前説明を行っている。 文部科学省主催の監事研修会への積極的な参加を依頼している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任については、年齢、性別、職業等に著しく偏りが生じないように配慮して選任し、選任区分を明確化している。 評議員候補者については、理事会で選任する評議員候補者は理事会で選任後、評議員会へ報告し、評議員会で選任する評議員候補者は、理事会で議案提出し、評議員会で選任することで、より選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の運営については、寄附行為及び評議員会運営規程にて明確化しており、適正に行っている。 評議員会の開催日時、場所及び会議の目的である当該事項や当該に係る議案は、理事会の決議に基づき理事長が会議の1週間前までに通知している。 理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合は、評議員会との協働体制を確立させるべく、理事長は臨時評議員会を招集し、評議員会は理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行うよう寄附行為に規定し、体制を整備している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員就任時には、事務局から寄附行為及び関連規程を配付し、評議員会の役割や責務について十分な説明を行っている。 評議員会において、事業報告書をもとに各所属長より説明を行い、情報共有を行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理マニュアルを整備するとともに、必要に応じて運営体制を見直している。学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画の策定は、今後策定していく。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令違反等の不正行為に対し、学校法人香川学園公益通報等に関する規則を定め、コンプライアンス窓口を設置し、コンプライアンス違反が生じた場合の体制を整備している。また、法令の改正などについて、学内研修会を行い、法令遵守を徹底している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学、短期大学部ともに、社会に対する説明責任と適切な情報公開についての情報公開方針は今後策定していく。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開	情報公開として、大学、短期大学部ともに大学紹介で「情報公開」のページを設け、必要な項目をまとめわかりやすく公表している。

	今後、用語解説、わかりやすい説明を付し、説明方法に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努る。
--	---

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明